

第3次北秋田市総合計画等策定支援業務
応募型プロポーザル仕様書

北秋田市総務部総合政策課

第3次北秋田市総合計画等策定支援業務応募型プロポーザル仕様書

1. 趣旨

本市では、地方分権の推進により、地方公共団体の果す役割への期待と市民との協働に対する重要性が増すとともに、行財政運営の再構築が求められる状況であったことを踏まえて、平成27年度に今後の目指すべき将来像を「住民が主役の“もり”のまち」とし、第2次北秋田市総合計画（以下「2次総合計画」という。）を策定した。

地方版総合戦略においては、第2期北秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「2期総合戦略」という。）に2次総合計画の重点プロジェクトとして位置づけ、人口減少の克服と地方創生に向けた取組の推進を図ってきた。

この間、本市を取り巻く情勢は、依然として急速なペースで人口減少・少子高齢化が進行しており、さらには新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域経済を支える産業への打撃や、地域コミュニティの弱体化等、地方の経済・社会は大きな影響を受けた。

他方では新型コロナウイルス感染症の影響により、デジタル・オンラインの活用が進み、時間や場所に捉われない働き方が可能となった。

国においては、令和4年12月にデジタル技術を地方の社会課題解決の鍵として「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が閣議決定された。デジタル化の進展により、社会情勢がこれまでとは大きく変化している中、「デジタル田園都市国家構想」という新しい旗の下、地域の個性を生かしながらデジタルの力を活用して官民が連携を図りながら一体となって地域課題の解決や地方創生の取組を加速化・深化させていく必要がある。

このようなことから、令和7年度で計画期間が満了する2次総合計画、2期総合戦略について、これまでの成果の検証と課題を分析し、そして将来予測に基づき、本市が抱える社会課題の解決を図るため、本市の地域ビジョン（将来像）を再構築し、その達成のために取り組む施策の体系と推進体制を明確にするため、令和8年度からスタートする第3次北秋田市総合計画（以下「3次総合計画」という。）及び次期北秋田市総合戦略（以下「次期総合戦略」という。）を策定するものである。

2. 業務の名称

第3次北秋田市総合計画等策定支援業務

3. 委託期間

本業務の委託契約締結の翌日から令和8年3月31日（火）まで

4. 委託契約に関する基本事項

- (1) 委託料の上限は、15,279,000円（消費税および地方消費税を含む。）とする。
 - （内訳）・令和6年度 8,580,000円（消費税および地方消費税を含む。）以内。
 - ・令和7年度 6,699,000円（消費税および地方消費税を含む。）以内。

5. 計画の概要

第3次北秋田市総合計画等の構成及び計画期間は、次のとおりとする。

(1) 基本構想

市政運営の根幹をなすもので、基本理念、地域ビジョン（将来像）を示すものをいう。
構想期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とする。

(2) 基本計画

基本構想実現のための施策の内容を体系的に示すものをいう。

- ① 前期基本計画：令和8年度から令和12年度
- ② 後期基本計画：令和13年度から令和17年度

※本業務は、後期基本計画の策定は含まないものとする。

(3) 総合戦略

次期総合戦略は、3次総合計画との一体性、実効性、連動性を高めるため、前期基本計画に次期総合戦略を包含させ一体的に作成するものとする。

なお、策定にあたっては、デジタル田園都市国家構想総合戦略の内容及び令和3年3月に策定した北秋田市人口ビジョンの現状分析や将来人口推計に関する最新統計等を踏まえて策定を行うものとする。

6. 業務の内容

3次総合計画等の策定を進めるにあたっての業務内容は概ね以下の内容とする。なお、以下に示す業務内容は、策定作業に最低限必要と考えられる事項を示したものであり、当該業務を充実させ、また効果的に実施するための提案等については、積極的に実施するものとする。

【令和6年度想定業務】

(1) 基礎調査（基本条件の整理、現計画の現況・課題整理等）

- ① 本市が持つ特性・特徴の整理
- ② 北秋田市総合戦略検証会議における評価、検証等を踏まえた現計画の分析及び課題等の整理
- ③ 3次総合計画に関連する本市の分野別個別計画等の把握及び整理
- ④ 首長、庁内各部署等へのヒアリング
※3次総合計画の方向性の確認と、各部署での取組の現況、課題の分析
- ⑤ その他、社会情勢・時代の潮流の把握や国・県・近隣自治体の計画との比較分析、整理等

(2) 人口推計

令和3年3月に策定した北秋田市人口ビジョンの、策定後の現状分析や将来人口推計に関する最新統計等を踏まえて上で、改訂を行うこと。なお、現状分析や将来人口推計の分析は、小学校区単位など様々な仮定の下での分析を行うものとする。

(3) 市民参加手法の検討・実施

3次総合計画の策定にあたり、幅広い市民の方々からの意見を反映した計画とするため、市民意識調査、ワークショップ、デジタルツールの活用など、市民が参画しやすい手法を検討・実施すること。

① 市民意識調査（調査対象者 1,000人程度）

調査に係る（調査項目・方法の検討・設定、調査票等の作成・発送業務、調査票の集計・分析等）一式

② ワークショップ等の開催

想定回数：2回程度

③ その他、3次総合計画の策定に係る効果的な市民参加手法の提案・実施等については、積極的に検討・実施すること。

(4) 会議等の運営支援

① 会議運営に係る提案・資料作成等の支援

② 会議への参加及び会議内での助言・説明支援

※会議想定回数：4回程度（庁内・外部委員会議 各2回程度）

(5) 計画書原案（骨子案）の検討

3次総合計画の基本構想、基本計画及び次期総合戦略の原案（骨子案）を検討し、方向性を示すこと。

(6) 中間報告書の作成

(7) その他関連事項への支援

【令和7年度想定業務】

(1) 会議等の運営支援

① 会議運営に係る提案・資料作成等の支援

② 会議への参加及び会議内での助言・説明支援

※会議想定回数：6回程度（庁内・外部委員会議 各3回程度）

③ 市議会説明資料の作成支援

(2) 計画書及び概要版の作成

① 計画書原案（骨子案）、素案、原稿の作成

計画全般について、基本構想、基本理念、地域ビジョン（将来像）、基本方針等の組み立て、具体的施策が明確に示され、策定後の検証が可能な指標・数値目標が設定されていること。

また、3次総合計画、次期総合戦略の策定を念頭においた上で、効果検証・進捗管理が容易かつ適切に実施できる工夫が図られていること。

- ② 計画策定後においても社会情勢や時代の潮流、国・県の動向により、柔軟に改訂等ができるような工夫が図られていること。
- ③ 行政だけでなく、市民・地域のすべての主体が目標を共有し、その実現に向けて取り組む内容となるよう配慮すること。
- ④ イラスト・図表等を用いながら、誰が見てもわかりやすく、伝わりやすい構成・デザイン・内容となるよう配慮すること。
- ⑤ 策定にあたって、各種調査結果及び各会議での意見・提言等を踏まえて策定すること。

- (3) 市民参加手法の検討・実施
パブリックコメントの運営支援

7. 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとし、市が指定する期日までに納品するものとする。

【令和6年度】

- (1) 中間報告書 1式
 - ① 紙媒体 1部
 - ② 電子データ 1式 (PDF・WORD・Excel 等)
- (2) その他関係資料 1式
電子データ (PDF・WORD・Excel 等)

【令和7年度】

印刷原稿データは、コンパクトディスク等の電磁的記録媒体によるものとし、本市が所有する機器及びソフトウェアで編集、出力可能な形式とする。

なお、成果品納入後に受託者の責めによる明らかな瑕疵があった場合には、受託者は速やかに成果品を修正するものとする。

また、本業務は、受託者による印刷製本業務は含まないものとする。

- (1) 3次総合計画（本編）※次期総合戦略を包含させた一体的な内容にすること

- ① 完成品（紙媒体） 1部
- ② 完成品（電子データ） 1式 (PDF、WORD・Excel 等)

※印刷業務に必要なデータ (Adobe Illustrator 又はこれに準じたソフトウェアに対応するものでアウトライン化済データ) は受託者が準備する。

※規格 (A4)、ページ数 (130ページ程度)、カラー (4C×4C) を想定

- (2) 3次総合計画（概要版）

- ① 完成品（紙媒体） 1部

② 完成品（電子データ） 1式（PDF・WORD・Excel等）

※印刷業務に必要なデータ（Adobe Illustrator 又はこれに準じたソフトウェアに対応するものでアウトライン化済データ）は受託者が準備する。

※規格（A4中綴じ）、ページ数（16ページ程度）、カラー（4C×4C）を想定

（3）その他関係資料 1式

電子データ（PDF・WORD・Excel等）

8. 納品場所

北秋田市総務部総合政策課政策係

9. 成果品の著作権等

受託者から提出された成果品に関する一切の権限は全て本市が有するものとし、今後、成果品の全部又は一部を、PRなどにおいて活用することができるものとする。

10. その他

- （1）本業務の実施にあたり、関係法令等を遵守すること。
- （2）本業務により知り得た情報は、業務の実施についてのみ利用し、他の目的に利用しないこと。本業務の履行期間が満了した後も同様とする。
- （3）本業務の成果品に使用する写真、その他の資料については、必要に応じて本市が所有するものを提供するが、第三者が権利を有する著作物である場合には、著作権、その他知的財産権に関して法令に遵守した処理を行い、使用料等の負担及び責任は受託者が負うこと。
- （4）本業務を円滑に実施するため、本市と綿密に協議を重ねながら業務を実施すること。
- （5）本市からの提案等について協議し、反映させられる体制を整えること。
- （6）この仕様書に定めのない事項及び業務遂行上において疑義が生じた場合は、その都度委託者に協議の上処理すること。

【策定スケジュールイメージ：別紙参照】

【策定スケジュールイメージ】

【令和6年度】

年度	審議会	策定委員会	事務局/コンサル	市民/議会等	
令和6年度	4				
	5				
	6				
	7				
	8	審議会委員設置要綱、委員の募集・選定等	第1回委員会（方針・体制・スケジュール等）	8月までを目途に事業者選定・契約	
	9			・基礎調査（基本条件の整理、現計画の現況・課題整理）	
	10	第1回審議会（方針・体制・スケジュール等）		・人口推計作業	
	11			・市民意識調査の実施	・市民意識調査
	12			・市長、教育長、庁内ヒアリング等	・ワークショップ等（2回想定）
	1		第2回委員会（進捗状況と翌年度の確認）	・計画骨子案の検討	
2	第2回委員会（進捗状況と翌年度の確認）		・中間報告書の作成		
3					

《想定業務内容（1年目）》

- ① 基礎調査（基本条件の整理・現計画の現況・課題整理）
- ② 審議会・策定委員会運営支援（※各2回程度想定）
- ③ 人口推計
- ④ 市民意識調査・集計・分析（※市民1,000人程度を対象）
- ⑤ ワークショップ等の開催（※2回程度を想定）
- ⑥ 首長・教育長、庁内ヒアリング
- ⑦ 計画骨子案（3次総合計画・次期総合戦略）の検討
- ⑧ 中間報告書の作成
- ⑨ その他関連事項への支援

【令和7年度】

年度	審議会	策定委員会	事務局/コンサル	市民/議会等	
令和7年度	4				
	5	第1回審議会（骨子案等説明）	第1回委員会（骨子案取りまとめ・作成）		
	6			庁内ヒアリング（具体的施策・KPI等の設定）等	
	7				
	8	第2回審議会（素案等説明）・市長への諮問	第2回委員会（素案取りまとめ・作成）		全協説明（素案説明）
	9	第3回審議会（最終案説明）			パブリックコメント
	10		第3回委員会（最終案取りまとめ・作成）		
	11	答申	第4回委員会（答申内容の確認・計画最終調整）		
	12				12月議会（総合計画基本構想）上程
	1			校正・印刷（概要版・正式版）	
	2				
	3			完成・公開	

《想定業務内容（2年目）》

- ① 審議会・策定委員会運営支援（※各3回程度想定）
- ② 計画骨子案・素案・最終案（3次総合計画・次期総合戦略）の作成支援（※3次総合計画概要版含む）

【完成品】

- ※3次総合計画（本編）150部（A4 130項程度 両面 4C×4C）
- ※3次総合計画（概要版）400部（A4 16項程度 中綴じ両面 4C×4C）
- ※3次総合計画・次期総合戦略の策定データ

- ③ 庁内ヒアリング（具体的施策・KPI等の設定）等
- ④ パブリックコメント運営支援
- ⑤ その他関連事項への支援